

奈良県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を休止した旨の届出があった。

平成二十八年四月一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	休止年月日
池畑 雄大	池畑整骨院 北葛城郡広陵町みささぎ台八 一七	平成二十八年一月一日